

戸 籍 謄 本 等 申 請 書 (郵送請求用)

申 請 者	住 所		
	氏 名	(印)	日中の連絡先 Tel ()
	必要な戸籍に記載されている人との関係	本人 夫 妻 子 孫 父母 祖父母 直系の親族 その他 () 注) その他の場合は委任状が必要になります。	

どなたの戸籍が必要ですか。

本 籍	
筆頭者の氏名 <small>(戸籍の最初に記載されている人)</small>	

なにが必要ですか。

証明書の種類	記載されている人全員	必要な人だけ	手数料
戸 籍	全部事項証明 (謄本) 通	個人事項証明 (抄本) () の分を 通	450 円
除 籍	謄本 通	抄本 () の分を 通	750 円
改製原戸籍	謄本 通	抄本 () の分を 通	750 円
附 票	全部 通	一部 () の分を 通	300 円
	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名を記載する <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地を記載する ※チェックが無い場合は記載されません		
改製原附票	全部 通	一部 () の分を 通	300 円
身分証明	() の分を 通 注) 本人以外の方からの請求の場合、本人からの委任状が必要になります。		300 円
その他の証明			

戸籍の種類が分からない場合は、どのような内容の戸籍が必要か記入して下さい。

備 考	例) ○○の出生から死亡までの戸籍を○通 , △△と□□の親子関係がわかる戸籍を△通 ○○県△△市□□～番地の住所が記載されている附票を△通
-----	---

具体的に記入して下さい。

使用目的 提出先	
-------------	--

※申請には、以下の書類を添付してください。

①手数料分の定額小為替 (郵便局でお買い求めください。指定受取人おなまえ欄には、何も記入せずにお送りください。換金の都合上、発行から5か月を過ぎたものはお取り扱いできません。)

②返信用封筒 (切手を貼付し、宛先を記入したもの)

注) 返信先は原則、申請者の住民登録地の住所になります。普通郵便の場合、万が一お手元に届かない際の調査は、差出元の郵便局内に郵便物が残っているかどうかの確認のみとなりますので、あらかじめご了承ください。市では、特定記録郵便や簡易書留等の記録が残る郵便のご利用をお勧めします。

③申請者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード等のコピー ※ 現住所が確認できるもの) 顔写真付き書類がない場合は2点以上お送りください。

④申請される戸籍の中で、申請者と必要な方との続柄が確認できない場合は、続柄のわかる戸籍の写しを添付してください。

※ 偽りその他の不正手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

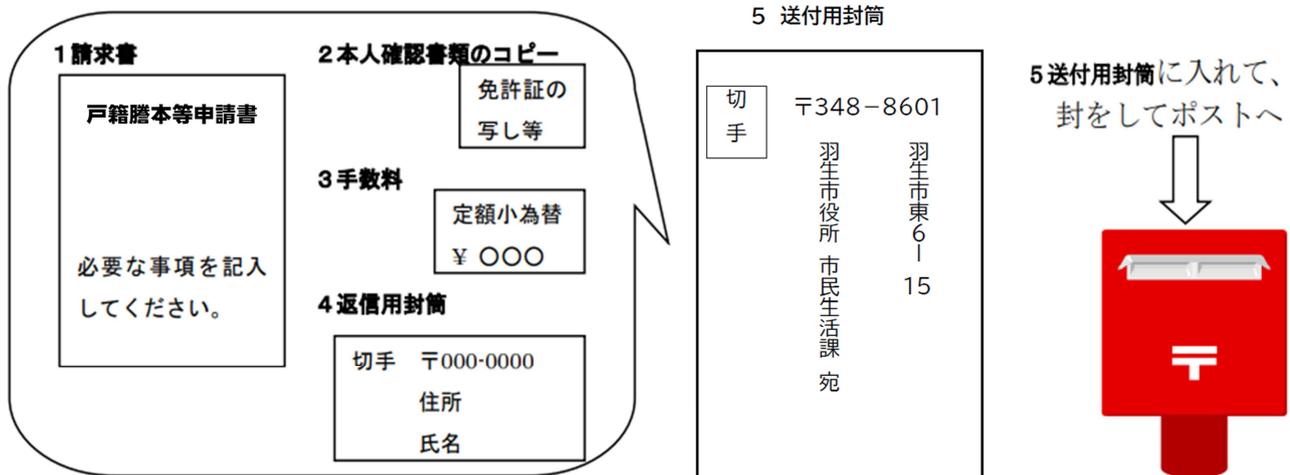
※ 日数に余裕をもって申請してください。

◆申請書送付先 〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市役所 市民生活課

戸籍謄本・抄本等の郵便請求のしかた

戸（除）籍謄本・抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地の市区町村で発行します。
本籍地が羽生市で市外にお住まいの方など直接市役所に来庁できない場合は、申請書に必要な事項をご記入の上、次の要領で郵便により請求し取り寄せることができます。

- 1 戸籍謄本等申請書（郵便請求用）を作成してください。
○別紙の「戸籍謄本等申請書（郵便請求用）」（または便箋など）に必要な事項を記入してください。
○請求内容に不明な点があった場合は、担当から問い合わせの電話をさせていただきますので、日中（8:30～17:00）に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
- 2 申請者の本人確認書類のコピーを添えてください。
運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・年金手帳・健康保険資格確認書等、国又は地方公共団体の機関が発行した本人確認書類のコピーを同封してください。
〔健康保険資格確認書は、被保険者等記号・番号にマスキング（覆い隠す・塗りつぶすなど）を施し、送付してください。〕
- 3 手数料の定額小為替をご用意ください。
手数料は請求書のとおりですので、郵便局で「定額小為替」を必要な通数分購入し、同封してください。お釣りのないようお願いいたします。定額小為替には、何も記入しないでください。
- 4 返信用封筒（レターパック可）を同封してください。
○返信用封筒には、住所・氏名を記入の上、切手を貼ってください。
送付先は、住民登録のある住所です。（勤務先等には直接返送できません。）
○特定記録郵便や簡易書留郵便等の、記録が残る郵便のご利用をお勧めします。
○お急ぎの場合は、レターパックや速達郵便（封筒に赤字で「速達」と記入）等をご利用ください。
○特定記録、簡易書留、速達等にかかる郵便料金は、郵便局ホームページ等でご確認ください。
- 5 送付用封筒には・・・
○宛名は「羽生市役所 市民生活課」と記入し、切手を貼ってください。
○上記1～4を同封し、送付してください。お急ぎの場合は「速達」でお送りください。



※郵便請求の場合は、配達および事務の処理に日数を要します。ポストに投函してから、お手元に届くまで1週間から10日程度かかりますので、日数に余裕を持って請求してください。

※「戸籍謄本等申請書」を羽生市以外の市町村で利用する場合は、手数料等が異なる場合がありますので、本籍地の市区町村にあらかじめお問い合わせください。

◆問い合わせ先:羽生市役所 市民生活課 電話048-561-1121

◎羽生市役所の所在地を印刷しておりますので、

点線部分で切り離し、ご利用ください。

（切手の貼付をお忘れなくお願いします。）

〒348-8601

羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 市民生活課 宛